

議題 5

資料 ページ	内容	説明内容
0	表紙	<p>海上運送法の改正については、旅客課が所管する改正も多岐にわたっておりますが、本日は令和6年10月1日から施行される、船客傷害賠償責任保険限度額の引上げについて、船客傷害賠償責任保険内容の運送約款による公表についての2点をご説明いたします。</p>
1	船客傷害賠償責任保険の限度額引上げ	<p>船客傷害賠償責任保険について、利用者保護の強化の観点から、現行の基準より高い賠償限度額への引上げを行うとともに、各事業者様が締結している保険に関する内容の運送約款による公表を進めていきます。</p> <p>具体的な引上げ額として、現行は旅客一人当たり 3,000 万円以上となっているところ、令和6年10月1日より、許可事業者様については1億円に引上げ、届出事業者様については5,000万円に引上げられます。</p> <p>許可事業者とは、一般旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業のことをいいます。届出事業者とは、人の運送をする内航不定期航路事業、人の運送をする内航貨物定期航路事業のことをいいます。</p> <p>限度額の引上げと合わせまして、保険内容を公表していただく必要があります。公表方法は、各事業者様の運送約款に記載していただくことにより行っていただきます。</p> <p>運送約款での保険内容の公表に伴い、現在公示している運送約款の改正を行っていただく必要があります。改正方法については、後ほど説明いたします。</p>

2	経過措置の考え方	<p>経過措置についてご説明いたします。</p> <p>令和6年10月1日より船客傷害賠償責任保険の限度額が引上げられますが、既存事業者様におかれましては、10月1日からすぐに引上げを行う必要はありません。現に締結されている保険については、有効期間まで有効ですので、次回の保険更新時に引上げを行っていただければ大丈夫です。</p> <p>例えば、現在令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間、限度額3,000万円の保険を締結している場合、令和7年4月1日からの更新時に限度額を1億円または5,000万円に引上げを行ってくださいますようお願いいたします。</p>
3	各事業者の手続き	<p>各事業者様の手続きとして、運送約款の改正方法についてご説明いたします。</p> <p>標準運送約款を適用している許可事業者様、または届出事業者様につきましては、令和6年10月1日以降の保険更新の日に運送約款の記載事項を変更していただきますようお願いいたします。</p> <p>許可事業者様の標準運送約款につきましては、国土交通省ホームページ  <a href="https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr3_000032.html">https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr3_000032.html</a> )にも掲載されておりますので、ご確認をお願いします。届出事業者様については、次のページより運送約款の作成例を載せております。第12条に保険内容の記載があります。こちらをそのまま使用していただいても構いません。</p> <p>標準運送約款を適用していない、いわゆる独自約款の認可を受けている許可事業者様におかれましては、令和6年10月1日以降の保険の更新の日までに運送約款の変更認可を受けていただく必要があります。各運輸支局・海事事務所よりご案内をしていると思いますので、忘れずに手続きをお願いします。</p> <p>運送約款の公表の方法としては、航路の起点・寄港地・終点の営業所及び発着所に見やすいように掲示するとともに、船舶への備え付けもお願いします。</p> <p>また、常時使用する従業員が20人より多く、自ら管理するウェブサイトを持している場合は、当該ウェブサイトにも掲載が必要になりますので、そちらもよろしくお願いします。</p>
4～7	届出事業者の運送約款作成例	説明無し。